

東日本高速道路株式会社

第6期定時株主総会

報告事項

事業報告	・・・	P 1
連結貸借対照表	・・・	P 16
連結損益計算書	・・・	P 18
連結株主資本等変動計算書	・・・	P 19
連結注記表	・・・	P 20
貸借対照表	・・・	P 25
損益計算書	・・・	P 28
株主資本等変動計算書	・・・	P 29
個別注記表	・・・	P 30
連結計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・	P 36
会計監査人監査報告謄本	・・・	P 37
監査役会監査報告謄本	・・・	P 38

(添付書類)

事業報告

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 総括

当連結会計年度における我が国の経済は、上半期は国内の景気対策及び海外経済の改善等を背景とした個人消費の持ち直し、企業収益の改善等、緩やかな回復がみられ、足踏み状態を脱しつつありました。一方、下半期は従前からの厳しい雇用情勢に加え、経常収支の国際不均衡やユーロ圏でのソブリンリスクの高まりにより海外経済が減速に陥る不安、新興国や商品市場への大量の資本流入による食糧・資源価格の上昇、そして平成23年3月に発生した東日本大震災により、生産活動の低下や企業・家計のマインドの悪化による影響が懸念され、景気の先行きは不透明な状況です。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」及び「チャレンジ精神の重視」を常に念頭におきながら、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、これまでに整備したコンプライアンス体制やリスクマネジメント体制に基づき、適正かつ効果的に業務を遂行してまいりました。

加えて、新機軸のアイデア、コンセプトを取り入れたサービスエリア・パーキングエリアの商業施設のリニューアル等を行うとともに、地域との更なる連携を目的とした包括的提携協定の締結（1都3県）、電気自動車の導入や太陽光発電システムの採用等といった「環境に優しい高速道路」を目指した取り組み等を、グループ全体の創意工夫のもと進めてまいりました。

さらに、東日本大震災の対応については、グループの総力を挙げて取り組み、地震発生直後はお客さまの安全の確保を図るとともに、高速道路の早期復旧に努めました。

当連結会計年度の営業収益は8,003億92百万円（前期比1.0%減）、営業利益は97億10百万円（前期比2.6%増）、経常利益は118億98百万円（前期比4.4%減）、当期純利益は77億97百万円（前期比7.6%増）となりました。

各部門の概況は次のとおりです。

② 部門別の状況

I 高速道路事業

高速道路事業におきましては、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕、道路を良好な状態に保つための清掃や点検、構造物や施設の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んでまいりました。

高速道路の管理延長につきましては、当連結会計年度末現在で計43道路3,594kmとなりました。当連結会計年度における高速道路の管理につきましては、安全と快適をお客さまにいつも実感していただけるよう、騒音低減効果及び雨天時の事故防止効果の高い高機能舗装の整備（約500km車線）や重大事故防止対策としての強化型防護柵の整備（約20km）を進めるとともに、災害対策として、地震に強い道路を目指し約140箇所の橋梁の耐震補強工事を進めました。加えて、グループ一体での業績評価の試行等、さらなるグループ内の連携強化・一体感の醸成を図りながら、事業を推進してまいりました。

政府方針に基づき平成21年3月末に開始したETC利用車両の高速道路料金引下げや平成22年6月に開始した無料化社会実験の実施にあたっては、サービスエリア・パーキ

ングエリアへの交通整理員の配置や仮設トイレの設置など混雑緩和とお客さまの安全の確保に努め、大きな混乱を生じさせることなく実施いたしました。また、新規開通道路におけるマイレージキャンペーンや「北海道ETC夏トクふりーばす」等の企画割引による弾力的な料金サービスを実施したほか、常磐自動車道の石岡小美玉スマートインターチェンジ等2箇所運用開始を含め、計31箇所のスマートインターチェンジの適切な管理運営を行うことにより地域との連携強化を図りました。

東日本大震災の対応では、発災後速やかに点検・復旧に着手し、翌日までには緊急車両の通行が可能な状態に仮復旧を行い、被災地への物資輸送等のための緊急交通路の確保に大きな役割を果たしました。また、2週間後には被災延長の90%超の一般開放を実施いたしました。

一方、高速道路の新設事業につきましては、計10道路303kmの区間で、4車線化拡幅等の改築事業につきましては、計17道路20kmの区間で実施しました。当連結会計年度の新規開通区間は次のとおりです。中でも北関東自動車道については、供用時期を約1～2年前倒しすることができました。なお、4車線化拡幅等の完成区間はありません。

【新設】2道4区間（28.2km）

道路名	区間	延長
高速自動車国道		
北関東自動車道	佐野田沼IC～岩舟JCT	5.3km
北関東自動車道	足利IC～佐野田沼IC	8.3km
北関東自動車道	太田桐生IC～足利IC	10.3km
一般有料道路		
首都圏中央連絡自動車道	つくば中央IC～つくばJCT	4.3km

この結果、当連結会計年度末において、全体計画延長3,868kmの約93%にあたる3,594kmの高速道路ネットワークを形成させました。高速道路の新設・改築にあたっては、良好な沿道環境の保全や地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等を進め、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してまいりました。

当連結会計年度の料金収入等は、東日本大震災に伴う通行止め等の影響を受けつつも、全体としては新規供用等による交通量の増加及び大型車類のご利用の増加により5,770億97百万円（前期比0.7%増）となりました。一方、上掲の各区間を新規に開通させたことなどに伴い、道路資産完成高は1,586億48百万円（前期比7.3%減）となりました。この結果、当連結会計年度の高速道路事業における営業収益は7,430億25百万円（前期比1.2%減）となりました。

また、新技術の活用等によるコスト削減の取組みにつきましては、中央分離帯防護柵の更新工事において部分的に既設支柱を有効に利用できる様に工夫した工法の採用、トンネル照明設備工事において照射面積が拡大される様に形状を改良した新型照明灯具の採用、スケールメリットを活かした資材の直接調達などによるコストの削減が当社の経営努力によるものと認定され、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）との協定に基づき助成金を獲得いたしました。さらに、東日本大震災の発生に伴う保全工事の工程見直しなどにより当期の費用支出が当初予定より抑制されました。この結果、営業利益は54億9百万円（前期比50.7%増）となりました。

II 受託事業

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等のうち、新直轄方式により整備されることになった計6道路375kmの高速道路につきましては、調査や用地取得、工事等の事業が的確に進められるよう、国土交通省と協議の上、当社が一部を実施してまいりました。また、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等につきましても、受託により事業を推進してまいりました。

当連結会計年度の直轄高速道路事業を含む受託事業における営業収益は232億14百万円（前期比3.5%減）、営業利益は74百万円（前期比53.0%減）となりました。

Ⅲ 道路休憩所事業

道路休憩所事業につきましては、当社が管理する307箇所（うち、当社が資産を保有する箇所は273箇所、当社の営業施設がある箇所は183箇所）のサービスエリア・パーキングエリアをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、当社全額出資の子会社であるネクセリア東日本株式会社、株式会社ネクスコ東日本リテイル及び株式会社ネクスコ東日本エリアサポート並びに当連結会計年度下半期から事業を開始した株式会社ネクスコ東日本ロジテムと一体となり、専門性・効率性を追求しながら、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度における営業施設の運営につきましては、お客さまの多様なニーズにお応えするため、平成22年6月には関越自動車道寄居パーキングエリア（上り線）のリニューアルを実施し、独特の世界観を演出する「寄居 星の王子さま PA」をオープンさせたほか、平成22年12月に、北関東自動車道笠間パーキングエリアの新設及び開業に加えて、関越自動車道三芳パーキングエリア（上り線）を改築し、環境に配慮した新しいタイプの商業施設「P a s a r（パサール）」の第3弾である「P a s a r 三芳」をグランドオープンさせるなど、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

また、サービスエリア・パーキングエリアの「地域のショーウィンドウ化」を進めるため、地域と連携し、特産品をPRする「地域産品応援お客さま感謝フェア」や地域の食材を活かした「どら（道楽）弁当」シリーズの企画、地産地消をテーマとした「新メニューコンテスト」を実施いたしました。

この結果、東日本大震災に伴う通行止め等の影響を受けつつも、当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は372億55百万円（前期比3.9%増）となりましたが、サービス水準を維持するため、テナントから撤退要望があったガスステーションをネクセリア東日本(株)（連結子会社）による店舗運営に変更したこと等により、営業利益は43億16百万円（前期比25.1%減）となりました。

Ⅳ その他の事業

その他の事業につきましては、ドライブ旅行のポータルサイト「E-NEXCOドライブプラザ」において、道路交通情報サイトの改善等の情報コンテンツの充実を図ったほか、当社の会員カード「E-NEXCO pass」では会員サービスの拡大に努めました。さらに、日比谷自動車駐車場の駐車場事業、郡山トラックターミナル他1ヶ所におけるトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業を行いました。

また、海外事業の分野では、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用して、インド-ハイデラバード外環道路事業等への技術支援を行っているほか、平成22年5月にはインド事務所を開所し、さらに平成23年2月には幅広くオールジャパンとして海外事業を推進するために、他の高速道路会社と協同して、海外事業新会社設立準備室を設置いたしました。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は13億25百万円（前期比19.4%減）、営業損失は1億48百万円（前期比2百万円の損失減）となりました。

(2) 対処すべき課題

高速道路事業におきましては、安全・安心・快適・便利な高速道路のご利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理につきましては、景気の低

迷等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、政府方針に基づく料金に関する諸施策について、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図って行く必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性のさらなる向上に努めてまいります。あわせて、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

また、次期連結会計年度からは新たな中期経営計画（平成23～平成25年度）のもと「経営基盤の強化を図り、経営の安定、さらなる発展」を目指し、経営資源の戦略的配分、事業領域の拡大、グループ経営の高度化、経営管理の集権化・分権化、地域に根ざした経営の推進、イノベーションマインドによる高品質と低コストの追求、最小のLCCによる着実な道路整備、高速道路の長寿命化・予防保全に取り組むこととしております。この新たな中期経営計画の確実な達成を図るため、平成23年4月1日より、本社に本部制を導入するなど、業務執行体制を一新いたしました。この新体制により、コンプライアンス重視の経営のもと、引き続き業務のより適正、効果的な遂行に努めてまいります。

さらに、東日本大震災により被災した高速道路の本来の機能を回復させるための本復旧を計画的に実施するとともに、被災地の復興支援に向け、グループ一丸となって貢献してまいります。

株主各位におかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 資金調達の状況

当期の道路建設等の資金に充てるため、次のとおり、総額1,150億円の普通社債を発行するとともに、金融機関10行2庫から総額300億円の借入れを行い、総額1,450億円を調達いたしました。

種 別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
東日本高速道路株式会社第7回社債	平成22年 5月19日	250億円
東日本高速道路株式会社第8回社債	平成22年 7月27日	250億円
東日本高速道路株式会社第9回社債	平成22年11月26日	300億円
東日本高速道路株式会社第10回社債	平成23年 1月27日	150億円
東日本高速道路株式会社第11回社債	平成23年 3月 9日	200億円
長期借入金	平成22年 9月28日	200億円
長期借入金	平成23年 3月29日	100億円
合 計		1,450億円

なお、道路建設等の事業資金に充てるために当社が負担している債務のうち、当期においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産に対応する1,550億円（社債債務300億円及び借入金債務1,250億円）の債務が機構に引き受けられました。

また、平成23年3月23日開催の取締役会において、平成23年度における普通社債及び長期借入金の調達限度額を2,734億円、短期社債及び短期借入金に係る残高の限度額を各500億円とすることをそれぞれ決議いたしました。

(4) 設備投資の状況

① 当期中に完成した主要設備

(高速道路事業)

北関東自動車道新規開通に伴う足利料金所他7料金所の新設(8箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

関越自動車道本庄児玉料金所他42料金所ETC設備の新設(43箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

(道路休憩所事業)

北関東自動車道笠間PA(集約)の新設

関越自動車道三芳PA(上り線)の改築

関越自動車道寄居PA(上り線)の営業施設の改修

② 当期継続中の主要設備の新設・拡充

(高速道路事業)

道央自動車道新規開通に伴う森料金所他7料金所の新設(8箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

東北自動車道郡山料金所他17料金所ETC設備の新設(18箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

(道路休憩所事業)

常磐自動車道友部SA(上下線)の営業施設の改修(2箇所)

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 19 年度 第 3 期	平成 20 年度 第 4 期	平成 21 年度 第 5 期	平成 22 年度 第 6 期 (当連結会計年度)
営業収益 (売上高)	百万円	938,850	873,094	808,469	800,392
経常利益	百万円	13,810	13,300	12,442	11,898
当期純利益	百万円	8,710	7,674	7,245	7,797
1株当たり 当期純利益	円	82.96	73.09	69.00	74.26
総資産	百万円	733,971	794,093	788,246	800,534
純資産	百万円	136,927	144,360	151,659	159,433
自己資本比率	%	18.65	18.17	19.24	19.91
1株当たり 純資産	円	1,302.00	1,374.86	1,444.38	1,518.40

②当社の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 19 年度 第 3 期	平成 20 年度 第 4 期	平成 21 年度 第 5 期	平成 22 年度 第 6 期 (当事業年度)
営業収益 (売上高)	百万円	925,419	855,285	781,336	771,298
経常利益	百万円	7,517	6,007	4,994	6,404
当期純利益	百万円	4,300	2,661	2,299	2,497
1株当たり 当期純利益	円	40.95	25.34	21.90	23.78
総資産	百万円	719,233	781,236	768,489	778,692
純資産	百万円	129,314	131,975	134,275	136,773
自己資本比率	%	17.97	16.89	17.47	17.56
1株当たり 純資産	円	1,231.56	1,256.91	1,278.81	1,302.60

(6) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
高速道路事業	道路管理事業 道路建設事業
受託事業	道路受託事業
道路休憩所事業	道路休憩所事業
その他の事業	ウェブ事業 カード事業 ホテル事業 技術支援事業 駐車場事業 トラックターミナル事業 占用施設活用事業

(7) 主要な営業所

①当社の主要な事業所

- ・本社 (東京都千代田区)
- ・支社 北海道支社 (札幌市) 【 6 管理事務所、 3 工事事務所】
- 東北支社 (仙台市) 【 1 4 管理事務所、 5 工事事務所】
- 関東支社 (東京都台東区) 【 1 4 管理事務所、 6 工事事務所】
- 新潟支社 (新潟市) 【 4 管理事務所、 1 工事事務所】
- ・海外 インド事務所 (インド)

②主要な子会社の本店所在地

- 株式会社ネクスコ・トール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・トール関東 (東京都墨田区)
- 株式会社ネクスコ・トール北関東 (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 (東京都足立区)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟 (長岡市)
- 株式会社ネクスコ東日本パトロール (東京都千代田区)
- 株式会社E-NEXCOPATROL (東京都豊島区)
- 株式会社ネクスコ・サポート北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ東日本トラスティ (東京都港区)
- ネクセリア東日本株式会社 (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本リテイル (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本エリアサポート (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本ロジテム (東京都文京区)
- 株式会社盛岡セントラルホテル (盛岡市)

(8) 従業員の状況

①企業集団の使用人の状況

事業部門	従業員数	対前期比増減
高速道路事業	11,230名	348名増
受託事業		
道路休憩所事業	1,072名	100名増
その他の事業		
共通部門	346名	7名減
計	12,648名	441名増

②当社の使用人の状況

従業員数	対前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,213名	12名減	42.2歳	19.8年

(注) 当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含みます。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクスコ・トール東北	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール北関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道	60 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道	43 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	99 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	90 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟	72 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ東日本パトロール	60 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社E-NEXCOパトロール	90 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート北海道	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ東日本トラスティ	45 百万円	100.0%	用地調査管理等業務、財産整理業務、道路敷地等管理業務、社屋等管理業務
ネクセリア東日本株式会社	15 億円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の管理・運営
株式会社ネクスコ東日本リテイル	225 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリアの直営店舗運営業務
株式会社ネクスコ東日本エリアサポート	90 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務
株式会社ネクスコ東日本ロジテム	150 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリアの配送等業務
株式会社盛岡セントラルホテル	55 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリアの直営店舗運営業務等

※当社は、平成22年6月2日に、サービスエリア・パーキングエリアの配送業務を行うことを目的として、株式会社ネクスコ東日本ロジテムを設立いたしました。

※株式会社ネクスコ東日本リテイルは、平成22年4月30日に、株式会社盛岡セントラル

ホテルの発行済株式を 100.0%取得いたしました。
 ※株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟は、平成 22 年 6 月 1 日に、株式会社 NRM の発行済株式を 100.0%取得し、平成 23 年 3 月 31 日に同社を吸収合併いたしました。

② その他の重要な企業結合の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 NEXCO 保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理店業務、生命保険募集業務等
株式会社 NEXCO システムズ	50 百万円	33.3%	NEXCO 3 社の経理、人事・給与システムや、会社間にまたがる高速道路の交通量、料金収入などの計数を管理するシステムなど、NEXCO 3 社の業務の基幹となるシステムの運用管理
株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	NEXCO 3 社の高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発
ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	19.6%	料金收受機械保守業務
東京湾横断道路株式会社	900 億円	33.3%	東京湾アクアラインの道路・施設維持修繕、土木・施設・保全点検、交通管理、料金收受、調査・設計、海ほたるパーキングエリアの管理・運営
東北高速道路ターミナル株式会社	10 億 82 百万円	27.0%	仙台南・郡山トラックターミナル事業及びこれに付帯する事業 ※当社は、東北高速道路ターミナル株式会社に対して、宮城県名取市及び福島県郡山市においてトラックターミナル事業用地を賃貸しています。

※奥羽道路サービス株式会社は、平成 22 年 7 月 1 日に株式会社ネクスコ・トール東北に吸収合併され、解散いたしました。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
みずほコーポレート銀行	104 億 13 百万円
農林中央金庫	70 億 81 百万円
三井住友銀行	63 億 82 百万円
三菱東京UFJ銀行	61 億 43 百万円
信金中央金庫	52 億 16 百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

内容	数値
発行可能株式総数	420 百万株
発行済株式の総数	105 百万株
株主数	2 名
1 単元の株式数	100 株

(2) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持ち株数	議決権比率	持ち株数	議決権比率
国土交通大臣	104,952,251 株	99.95%	—	—
財務大臣	47,749 株	0.04%	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐藤 龍雄	代表取締役会長兼社長 グループCEO（最高経営責任者）	
村上 喜堂	取締役兼専務執行役員 最高リスク管理責任者（CRO） 業務検査室、総務部、情報システム部及び広報室担当	
大西 敏夫	取締役兼常務執行役員 最高技術責任者（CTO） 技術部及び管理事業部担当	
斉藤 伸一	取締役兼常務執行役員 最高財務責任者（CFO） 経理部及び人事部担当	
谷川 和郎	監査役（常勤）	
南波 廣宜	監査役（常勤）	
清原 建	監査役	ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー弁護士

※平成22年6月28日開催の第5期定時株主総会において、以下の通り決議されました。

- ・佐藤龍雄氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ・南波廣宜氏、清原建氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- ・谷川和郎氏は監査役に再任され、就任いたしました。
- ・村上喜堂氏、大西敏夫氏、斉藤伸一氏は取締役に再任され、就任いたしました。

※当期中（平成22年6月28日）に退任した役員は、次の各氏であります。（役名は退任時）

- ・代表取締役 八木 重二郎氏
- ・代表取締役 井上 啓一氏
- ・監査役（常勤） 井上 泉氏
- ・監査役 清水 湛氏

※組織改正（本部制の導入）により、平成23年4月1日より下記取締役の地位及び担当を異動いたしました。

（氏名）	（異動後）
村上 喜堂	取締役 社長付
大西 敏夫	取締役 社長付
斉藤 伸一	兼 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング顧問 取締役兼常務執行役員 最高財務責任者（CFO） 経理財務本部長

※監査役は、全員、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

※ジョーンズ・デイ法律事務所と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	備考
取締役	6人	100百万円	・取締役の報酬額 年額 200百万円以内 (平成17年9月21日開催 の創立総会決議)
監査役	5人	45百万円	・監査役の報酬額 年額 70百万円以内 (平成17年9月21日開催 の創立総会決議)
計	11人	145百万円	

※上記のほか、当期において役員退職慰労引当金9百万円を計上しております。

※上記報酬等の額には、第5期定時株主総会において退任した取締役2名に対して支給した退職慰労金17百万円及び監査役2名に対して支給した退職慰労金7百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

I 監査役 谷川 和郎

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは16回全てに出席、監査役会へは18回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保の見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携をはかり、取締役の業務執行が適法、適切に行われているか確認し、適時、代表取締役との意見交換の場において有益な意見具申をしております。

II 監査役 南波 廣宜

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは就任後開催された12回全てに出席、監査役会へは就任後開催された10回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保の見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携をはかり、取締役の業務執行が適法、適切に行われているか確認し、適時、代表取締役との意見交換の場において有益な意見具申をしております。

III 監査役 清原 建

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは就任後開催された12回全てに出席、監査役会へは就任後開催された10回全てに出席し、法律の専門家としての豊富な経験をもとに、主に、法令や定款の遵守及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保の見地から、発言を行っています。また、グループ会社への往査を行い、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、会計監査人・内部監査部門とも連携をはかり、

取締役の業務執行が適法、適切に行われているか確認し、適時、代表取締役との意見交換の場において有益な意見具申をしております。

② 責任限定契約の概要

当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定できる契約を締結できる旨を定めております。

当該定款に基づき当社が社外監査役である谷川和郎氏、南波廣宜氏及び清原建氏と締結した当該契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	76 百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86 百万円

※報酬等の額には、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬のほか、会計監査人に委託した社債発行関連業務に係る対価10百万円を含んでおります。

※当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とする方針であります。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年4月27日開催の取締役会において決議いたしました「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、平成20年9月25日開催の取締役会において所要の見直しを行い、次のように決議いたしました。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整える。

事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じる

とともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整える。また、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、決議、報告を行うとともに、全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経て慎重に決定するために、経営会議を設置し、取締役は経営会議の審議に参画する。また、各取締役の担当業務を定めるとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。

内部監査の専属組織として、業務検査室を設置し、継続的な監査を実施する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の設立等及びその経営管理に関する社内規則を定め、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えるとともに、グループ会社におけるコンプライアンス体制及び内部監査体制について指導・支援を行い、その整備に努める。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設置する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に所属する使用人については業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との関係に努めることとする。

連 結 貸 借 対 照 表

平成23年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金	12,508	
高速道路事業営業未収入金	84,887	
未収入金	9,237	
有価証券	38,173	
仕掛道路資産	375,860	
その他のたな卸資産	4,161	
受託業務前払金	9,670	
繰延税金資産	1,654	
その他	7,035	
貸倒引当金	△ 15	
流動資産合計		543,174
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	38,775	
減価償却累計額	△ 9,535	29,240
構築物	44,074	
減価償却累計額	△ 7,712	36,361
機械及び装置	101,210	
減価償却累計額	△ 45,041	56,168
車両運搬具	17,584	
減価償却累計額	△ 13,066	4,518
工具、器具及び備品	9,862	
減価償却累計額	△ 5,964	3,897
土地		86,013
リース資産	2,762	
減価償却累計額	△ 1,010	1,752
建設仮勘定		2,156
有形固定資産合計		220,109
2 無形固定資産		
無形固定資産		10,375
無形固定資産合計		10,375
3 投資その他の資産		
投資有価証券	18,706	
長期前払費用	1,490	
繰延税金資産	2,799	
その他	3,650	
貸倒引当金	△ 349	
投資その他の資産合計		26,297
固定資産合計		256,782
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費	564	
その他	13	
繰延資産合計		577
資 産 合 計		800,534

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	76,324	
1年以内返済予定の長期借入金	6,810	
リース債務	605	
未払金	26,462	
未払法人税等	2,190	
預り金	1,303	
受託業務前受金	10,188	
前受金	2,225	
賞与引当金	3,742	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	173	
回数券払戻引当金	34	
災害損失引当金	281	
その他	4,008	
流動負債合計		134,351
II 固定負債		
道路建設関係社債	374,328	
道路建設関係長期借入金	30,000	
長期借入金	12,403	
リース債務	1,243	
退職給付引当金	68,358	
ETCマイレージサービス引当金	7,250	
その他引当金	711	
のれん	5,297	
その他	7,155	
固定負債合計		506,749
負債合計		641,101
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金	52,500	
資本剰余金	58,793	
利益剰余金	48,189	
株主資本合計		159,483
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△ 50	
その他の包括利益累計額合計		△ 50
純 資 産 合 計		159,433
負債・純資産合計		800,534

連 結 損 益 計 算 書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目			
I. 営業収益			800,392
II. 営業費用			
道路資産賃借料	394,986		
高速道路等事業管理費及び売上原価	334,438		
販売費及び一般管理費	61,257		790,682
営業利益			9,710
III. 営業外収益			
受取利息	98		
土地物件貸付料	358		
持分法による投資利益	1,188		
その他	1,106		2,752
IV. 営業外費用			
支払利息	413		
その他	150		564
経常利益			11,898
V. 特別利益			
負ののれん発生益	1,626		
その他	80		1,706
VI. 特別損失			
固定資産除却損	432		
減損損失	454		
その他	104		991
税金等調整前当期純利益			12,613
法人税、住民税及び事業税	4,856		
法人税等調整額	△ 40		4,816
少数株主損益調整前当期純利益			7,797
当期純利益			7,797

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成22年4月1日 から 平成23年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金				
平成22年3月31日残高	52,500	58,793	40,392	151,685	△ 25	—	—	151,659	
連結会計年度中の変動額									
当期純利益			7,797	7,797				7,797	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					△ 24			△ 24	
連結会計年度中の変動額合計	—	—	7,797	7,797	△ 24	—	—	7,773	
平成23年3月31日残高	52,500	58,793	48,189	159,483	△ 50	—	—	159,433	

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

一 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結している。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 20社

連結子会社の名称 ネクセリア東日本㈱、㈱ネクスコ東日本リテイ、
㈱ネクスコ東日本エリアサポート、㈱ネクスコ東日本ロジテム、
㈱盛岡セントラルホテル、㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道、
㈱ネクスコ・エンジニアリング東北、㈱ネクスコ東日本エンジニアリング、
㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟、㈱ネクスコ・トール東北、㈱ネクスコ・トール関東、
㈱ネクスコ・トール北関東、㈱ネクスコ・メンテナンス北海道、㈱ネクスコ・メンテナンス東北、
㈱ネクスコ・メンテナンス関東、㈱ネクスコ・メンテナンス新潟、㈱ネクスコ東日本パトロール、
㈱E-NEXCOパトロール、㈱ネクスコ・サポート北海道、㈱ネクスコ東日本トラスティ

連結子会社のうち、㈱ネクスコ東日本ロジテムについては、当連結会計年度において新たに設立したことから、連結子会社を含めることとしている。

㈱盛岡セントラルホテルは、新たに株式を取得したことにより当連結会計年度より連結子会社を含めることとしている。

当連結会計年度において、株式取得により㈱NRMを連結の範囲に含めることとしたが、他の連結子会社との合併により消滅したため、連結子会社数から除外している。

当連結会計年度において、株式取得により持分法適用関連会社であった奥羽道路サービス㈱を連結の範囲に含めることとしたが、他の連結子会社との合併により消滅したため、連結子会社数から除外している。

二 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用している。

持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 6社

会社等の名称 東京湾横断道路㈱、東北高速道路ターミナル㈱、㈱NEXCOシステムズ、
㈱高速道路総合技術研究所、㈱NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム㈱

奥羽道路サービス㈱については、当連結会計年度において、連結子会社となったため持分法適用関連会社から除外している。

三 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっている。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用している。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。
 - ③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金
ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。
 - ④ 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。
 - ⑤ 災害損失引当金
東日本大震災に伴う修繕費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。
 - ⑥ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
過去勤務債務は、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理している。
数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理している。
 - ⑦ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。
 - ⑧ ETCマイレージサービス引当金
ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。
 - ⑨ カードポイントサービス引当金
カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上している。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 重要な繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
社債の償還期限までの期間で均等償却している。
創立費及び開業費
5年間で均等償却している。
 - ② 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引渡した日に行っている。
また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。
なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用している。
 - ③ 消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

四 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

- (1) 資産除去債務に関する会計基準
「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。
この変更により、経常利益が7百万円、税金等調整前当期純利益が、37百万円減少している。
- (2) 企業結合に関する会計基準等
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、
「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、
「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準委員会 企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、
「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、
「持分法に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債375,000百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債100,000百万円の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,380,928 百万円
中日本高速道路(株)	12,172 百万円
西日本高速道路(株)	275 百万円
合計	4,393,375 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 18,771 百万円

② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 31,200 百万円

③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 335,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が30,000百万円、道路建設関係長期借入金が125,000百万円それぞれ減少している。

三 その他のたな卸資産の内訳

商品	369 百万円
未成工事支出金	1,189 百万円
原材料及び貯蔵品	2,603 百万円
計	4,161 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

4. 金融商品に関する注記

一 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産（以下単に「高速道路資産」といいます。）に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達している。また、短期的な運転資金を金融機関借入により調達している。

一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金のうち、短期借入金は運転資金を目的とした資金調達であり、長期借入金及び社債は高速道路資産の建設等を目的とした資金調達である。変動金利により調達した借入金は、金利変動リスクがあるが、長期借入金の満期までの期間が3年程度と比較的短期であり金利変動リスクは限定的であるため、デリバティブは利用していない。また、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、一定格付以上を有する預金、債券、コマーシャル・ペーパー等に限定し運用を行っている。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合もある。

二 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,508	12,508	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	84,887		
貸倒引当金 (*1)	△ 15		
	84,872	84,872	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	38,099	38,097	△ 2
② その他有価証券	794	794	—
(4) 高速道路事業営業未払金	(76,324)	(76,324)	—
(5) 未払金	(26,462)	(26,462)	—
(6) 道路建設関係社債	(374,328)	(388,245)	(13,917)
(7) 道路建設関係長期借入金	(30,000)	(30,000)	—
(8) 長期借入金	(19,214)	(19,566)	(352)

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除している。

(*) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに (2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 高速道路事業営業未払金並びに (5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっている。

(7) 道路建設関係長期借入金並びに (8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り算する方法によっている。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表17,985百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

5. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設（土地を含む）等を有している。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものである。

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	1,978	1,978
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	81,476	81,476

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

6. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 1,518.40 円
 一株当たり当期純利益金額 74.26 円

7. 重要な後発事象に関する注記

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を変更することを、平成23年5月25日開催の取締役会にて決議している。

これは、東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成23年法律第42号）に基づき、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）の規定により定めた高速道路利便増進事業に係る計画（各種割引制度）の変更が義務付けられたことにより行うものである。

あわせて協定において、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道（久喜白岡JCT～つくば中央IC、及び稲敷IC～大栄JCT）の事業を、新設事業として追加することを決議している。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
変更時期	平成23年6月(予定)
変更内容	各種割引制度の変更及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道（久喜白岡JCT～つくば中央IC、及び稲敷IC～大栄JCT）の事業追加、それらに伴う計画料金収入及び道路資産の貸付料の増額
変更による影響	当該変更により、協定上の計画料金収入及び道路資産の貸付料が増額となるが、影響額は未確定である

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金	10,338	
高速道路事業営業未収入金	84,890	
未収入金	8,268	
未収収益	28	
短期貸付金	979	
有価証券	38,000	
仕掛道路資産	376,611	
商品	13	
原材料	1,022	
貯蔵品	826	
受託業務前払金	9,709	
前払金	414	
前払費用	277	
繰延税金資産	720	
その他の流動資産	5,740	
貸倒引当金	△ 15	
流動資産合計		537,826
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,804	
減価償却累計額	△ 439	1,364
構築物	37,975	
減価償却累計額	△ 4,774	33,200
機械及び装置	99,988	
減価償却累計額	△ 44,264	55,723
車両運搬具	15,870	
減価償却累計額	△ 12,010	3,859
工具、器具及び備品	6,013	
減価償却累計額	△ 3,882	2,131
土地		0
リース資産	181	
減価償却累計額	△ 14	166
建設仮勘定	1,440	97,886
無形固定資産		4,153
		102,039
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	23,004	
減価償却累計額	△ 5,036	17,967
構築物	5,430	
減価償却累計額	△ 2,471	2,959
機械及び装置	1,261	
減価償却累計額	△ 649	611
工具、器具及び備品	163	
減価償却累計額	△ 96	67
土地		73,195
建設仮勘定	278	95,079
無形固定資産		112
		95,191

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	8,573		
減価償却累計額	△ 2,439	6,133	
構築物	668		
減価償却累計額	△ 383	285	
機械及び装置	139		
減価償却累計額	△ 59	79	
車両運搬具	1		
減価償却累計額	△ 1	0	
工具、器具及び備品	1,353		
減価償却累計額	△ 525	827	
土地		12,153	
リース資産	819		
減価償却累計額	△ 453	365	
建設仮勘定		44	19,888
無形固定資産			5,418
D その他の固定資産			25,307
有形固定資産			
土地		115	115
E 投資その他の資産			
関係会社株式			14,452
投資有価証券			35
長期貸付金			111
長期前払費用			1,433
その他の投資等			1,950
貸倒引当金			△ 335
固定資産合計			240,301
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費			564
繰延資産合計			564
資 産 合 計			778,692

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	92,796	
1年以内返済予定長期借入金	6,810	
リース債務	260	
未払金	16,739	
未払費用	1,402	
未払法人税等	989	
預り連絡料金	761	
預り金	17,414	
受託業務前受金	10,188	
前受金	2,228	
前受収益	1	
賞与引当金	1,527	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	173	
回数券払戻引当金	34	
災害損失引当金	281	
その他の流動負債	368	
流動負債合計	151,979	
II 固定負債		
道路建設関係社債	374,328	
道路建設関係長期借入金	30,000	
その他の長期借入金	12,403	
リース債務	297	
受入保証金	3,495	
退職給付引当金	61,408	
役員退職慰労引当金	23	
ETCマイレージサービス引当金	7,250	
カードポイントサービス引当金	538	
資産除去債務	117	
その他の固定負債	75	
固定負債合計	489,939	
負債合計	641,919	
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	
その他資本剰余金	6,293	
資本剰余金合計	58,793	
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	15,437	
繰越利益剰余金	10,042	
利益剰余金合計	25,479	25,479
株主資本合計	136,773	
純 資 産 合 計		136,773
負債・純資産合計		778,692

損 益 計 算 書
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	558,777	
道路資産完成高	158,648	
その他の売上高	18,975	736,401
2. 営業費用		
道路資産賃借料	394,986	
道路資産完成原価	158,648	
管理費用	179,663	733,298
高速道路事業営業利益		3,103
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	23,214	
休憩所等事業収入	10,357	
その他の事業収入	1,325	34,897
2. 営業費用		
受託業務事業費	23,139	
休憩所等事業費	7,841	
その他の事業費用	1,474	32,455
関連事業営業利益		2,441
全事業営業利益		5,544
III. 営業外収益		
受取利息		15
有価証券利息		57
受取配当金		602
物品売却益		1
土地物件貸付料		311
雑収入		404
		1,392
IV. 営業外費用		
支払利息		449
雑損失		82
経常利益		6,404
V. 特別利益		
固定資産売却益		23
VI. 特別損失		
固定資産除却損		405
減損損失		454
その他特別損失		30
税引前当期純利益		5,537
法人税、住民税及び事業税	2,590	
法人税等調整額	450	3,040
当期純利益		2,497

株主資本等変動計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:百万円)

	株主資本								純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
平成22年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	14,780	8,201	22,981	134,275	134,275	
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立					656	△ 656	-	-	-	-
当期純利益						2,497	2,497	2,497	2,497	2,497
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	656	1,841	2,497	2,497	2,497	2,497
平成23年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	15,437	10,042	25,479	136,773	136,773	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっている。
- ② 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっている。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっている。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

② 商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。

(5) 災害損失引当金

東日本大震災に伴う修繕費用等の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

(8) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

(9) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上している。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成 17 年国土交通省令第 65 号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引渡した日に行っている。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を適用している。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

(2) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日）を適用している。

この変更により、経常利益が 7 百万円、税引前当期純利益が 37 百万円減少している。

3. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 375,000 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 100,000 百万円の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,380,928 百万円
中日本高速道路（株）	12,172 百万円
西日本高速道路（株）	275 百万円
合 計	4,393,375 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	18,771 百万円
--------------------	------------

② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 31,200 百万円

③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 335,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 30,000 百万円、道路建設関係長期借入金が 125,000 百万円それぞれ減少している。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,801 百万円
長期金銭債権	－百万円
短期金銭債務	39,473 百万円
長期金銭債務	834 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	10,525 百万円
営業費用	115,570 百万円
営業取引以外の取引による取引高	504 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

貸倒引当金	22 百万円
賞与引当金	618 百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	70 百万円
退職給付引当金	24,840 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,933 百万円
その他	1,773 百万円
繰延税金資産小計	30,258 百万円
評価性引当額	△29,504 百万円
繰延税金資産合計	753 百万円

繰延税金負債

その他	△33 百万円
繰延税金負債合計	△33 百万円
繰延税金資産の純額	720 百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

一 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
各事業共用固定資産	725 百万円	599 百万円	126 百万円

(注) 未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

二 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	126 百万円
1 年超	— 百万円
合 計	126 百万円

(注) 未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

三 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	227 百万円
減価償却費相当額	227 百万円

四 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

8. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	378,931 百万円
1 年超	20,523,706 百万円
合 計	20,902,638 百万円

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされている。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされている。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっている。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっている。

9. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	国土交通省(国土交通大臣)	(被所有)直接 99.9%	役員の兼任 転籍 道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入 (注1. 注2)	11,676	受託業務前受金	7,388

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれている。
2. 一般の取引条件と同様に決定している。

二 兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	394,986	高速道路事業営業未収入金	26,967
						高速道路事業営業未払金	42,314
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	158,648	高速道路事業営業未収入金	18,378
				債務の引渡及び債務保証(注1)	155,000		
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	4,380,928		
				債務保証(注3)	229,971		
	当社借入に対する債務被保証(注4)	19,214					
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	中日本高速道路㈱	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注2)	12,172		
				当社借入に対する債務被保証(注4)	19,214		
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	西日本高速道路㈱	なし	借入金の連帯債務	当社借入に対する債務被保証(注4)	19,214		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡している。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額のうち、18,771百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と、211,200百万円については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社より債務保証を受けている。なお、保証料の支払は行っていない。
5. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

10. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,302.60円
一株当たり当期純利益金額	23.78円

11. 重要な後発事象に関する注記

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を変更することを、平成 23 年 5 月 25 日開催の取締役会にて決議している。

これは、東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成 23 年法律第 42 号）に基づき、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 33 年法律第 34 号）の規定により定めた高速道路利便増進事業に係る計画（各種割引制度）の変更が義務付けられたことにより行うものである。

あわせて協定において、一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道（久喜白岡 JCT～つくば中央 IC、及び稲敷 IC～大栄 JCT）の事業を、新設事業として追加することを決議している。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
変更時期	平成 23 年 6 月（予定）
変更内容	各種割引制度の変更及び一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道（久喜白岡 JCT～つくば中央 IC、及び稲敷 IC～大栄 JCT）の事業追加、それらに伴う計画料金収入及び道路資産の貸付料の増額
変更による影響	当該変更により、協定上の計画料金収入及び道路資産の貸付料が増額となるが、影響額は未確定である

連結計算書類に係る会計監査人監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月31日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水 至	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 浩明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山下 康彦	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月31日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水 至	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 浩明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山下 康彦	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、「平成22年度監査役監査方針及び実施計画」、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針及び実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から、独立性に関する事項その他の「職務の遂行に関する事項」について、監査に関する品質管理の基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、当該会計監査人の職務が適正に行われることを確保するための体制についても、指摘すべき事項は認められません。

平成23年 6月 7日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 谷川 和郎 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 南波 廣宜 ㊟

監 査 役（社外監査役） 清原 建 ㊟